

**危険な運転行為とは**

下表の14類型です。これ以外にも、傘差し運転や携帯電話の操作、イヤホン・ヘッドホンで音楽を聴きながらの運転、2台以上の並列走行、2人乗り(※)も取り締まりの対象となります。  
 (※)16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車させることはできません。

**自転車安全利用5則**

- ① 自転車通行は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - ▼ 飲酒運転、2人乗り・並列走行の禁止
  - ▼ 夜間はライト点灯
  - ▼ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - ▼ 運転中の携帯電話・傘差し運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメット着用

**誰でも事故の加害者に**

自転車は事故の被害者になるイメージが強い乗り物ですが、乗り方によっては加害者になる可能性もあります。

最近では、子どもが自転車事故の加害者になることが増えています。加害者が未成年の場合、損害賠償を請求されるのは保護者です。ちよっとした不注意が、取り返しのつかないことになるかもしれません。

自分の身の安全を守ることを含め、加害者にならないように、親子で自転車の安全運転について、話し合うことが大切です。



傘を差しながらの運転はダメ!

**自転車事故で高額賠償を命じられた判決例**

賠償額	判決	内容
約9500万円	神戸地裁(平成25年)	小学5年生の男児が散歩中の女性と衝突。障害が残るけがを負わせる。
約9300万円	東京地裁(平成20年)	男子高校生が歩道から車道を斜め横断し、男性と衝突。障害が残るけがを負わせる。
約6800万円	東京地裁(平成15年)	男性がペットボトルを片手に交差点に進入し、横断中の女性と衝突。死亡させる。
約5400万円	東京地裁(平成19年)	男性が信号無視して交差点に進入し、横断中の女性と衝突。死亡させる。
約5000万円	横浜地裁(平成17年)	女子高校生が夜間、無灯火で女性と衝突。障害が残るけがを負わせる。

**「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要**

1 信号無視	2 通行禁止違反	3 歩行者用道路での車両の義務(徐行)違反	4 通行区分違反
法第7条違反 赤・黄信号無視や、赤信号点滅時の一時不停止等の行為	法第8条第1項違反 歩行者用道路など、道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為	法第9条違反 自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意しなかったり、徐行しなかったりする行為	法第17条第1・4・6項違反 車道と歩道等が区別されている道路で、歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為 ※通行可能な歩道を通行する場合を除く
5 路側帯での通行方法違反	6 遮断踏切立ち入り	7 交差点安全進行義務違反等	8 交差点優先車妨害等
法第17条の2第2項違反 左側の路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為	法第33条第2項違反 遮断機が閉じていたり、閉じようとしていて警報器が鳴っているときに踏切に入る行為	法第36条違反 信号のない交差点で、左方から進行してくる車両や、優先道路を通行する車両の進行を妨害したり、交差点に入るときに安全な方法・速度で進行しないなどの行為	法第37条違反 交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為
9 環状交差点通行車妨害等	10 一時不停止	11 歩道での通行方法違反	12 制動装置不備自転車運転
法第37条の2違反 環状交差点で、交差点内を通行する車両等の通行を妨害したり、進入時に徐行しないなどの行為	法第43条違反 交差点に一時停止標識が設置されている場合に、標識を無視して、交差点に進入したり、交差点の車両の進行を妨害したりする行為	法第63条の4第2項違反 通行可能な歩道の通行時に、車道寄りの部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しなかったりするなどの行為	法第63条の9第1項違反 ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為
13 酒酔い運転	14 安全運転義務違反	<p>自転車に乗りながらの... イヤホン ケータイ</p>	
法第65条第1項違反 飲酒をして、運転(操縦)能力を欠く状態で運転する行為	法第70条違反 ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※ながら携帯での事故を含む		

**事故がないことを願って**

今回の改正は、危険な運転の取り締まりを強化することが、本来の目的ではありません。  
 自転車は手軽で便利な乗り物ですが、ルールを守らないと、自分がけがをするだけでなく、他の人を傷つけてしまう「危険な乗り物」になってしまいかもしれません。  
 事故の被害者にも加害者にもならないよう、みんなが思いやりを持った運転を心掛けましょう。

**万ーのために保険に加入を!**

上記のように自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じる恐れがあります。  
 自転車の点検整備(有料)を受けることで、傷害保険と賠償責任保険が付く保険があります。TSマーク万ーに備え、加入しましょう。





くろかわ かづ  
**黒川 佳津さん**  
高梁中3年

**事故に合わないように  
いつも安全運転で**



みやこだ たくみ  
**都田 拓海くん**  
高梁中3年

**事故のないように  
ルールを守って運転を**

通学で通る道は、狭くて曲がりくねっているのので、カーブミラーを見ながら、慎重に乗っています。  
 ニューズで自転車の事故が多いと聞きました。自分も事故に遭うかわかりません。自転車も歩行者から見ると、危険な乗り物だと思います。安全運転について、家族と話し合っています。

自転車ですら通学中に歩行者にぶつかりそうになって、ヒヤッとしたことがあり、気を付けて運転しようと思いました。  
 自転車で交通違反を2回以上すると、講習を受けないといけないのは、知っています。これからもルールをきちんと守り、安全運転で自転車に乗りたいと思います。